

○国立大学法人横浜国立大学保有個人情報の開示、訂正、利用停止に関する規則
における特定個人情報についての特例に関する規則

(平成 27 年 9 月 10 日規則第 69 号)

改正 平成 28 年 3 月 29 日規則第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行政手続における特定の個人番号を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、国立大学法人横浜国立大学保有個人情報の開示、訂正、利用停止に関する規則（以下「規則」という。）について、その特例を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、国立大学法人横浜国立大学の保有する特定個人情報の保護に関する規則第 2 条に定めるとおりとする。

(請求者に関する特例)

第 3 条 特定個人情報については、規則第 3 条に定める開示請求、第 9 条に定める訂正請求、及び第 14 条に定める利用停止請求を、本人に代わり行うことができる者を、法定代理人に加え、本人の委任による代理人もその対象に含めるものとする。

(代理人であることの証明)

第 4 条 前条に規定する本人の委任による代理人が、本人に代わって前条の請求をする場合には、請求に係る保有個人情報の本人の任意による代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(手数料に関する特例)

第 5 条 特定個人情報に関する開示請求について、規則第 3 条 2 号の規定にかかわらず、国立大学法人横浜国立大学長が、開示請求者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該手数料を免除することができるものとする。

(利用停止等の検討)

第 6 条 特定個人情報に関し、規則第 15 条の利用停止請求等の検討は、次に定めるところにより行うこととする。

(1) 国立大学法人横浜国立大学の保有する個人情報の保護に関する規則第 11 条第 2 項に違反して保有されているとき、同規則 13 条の規定に違反して取得されたものであるとき、国立大学法人横浜国立大学の保有する特定個人情報の保護に関する規則第 3 条第 2 項の規定に違反して利用されているとき、同規則第 11 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同規則 13 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 国立大学法人横浜国立大学の保有する特定個人情報の保護に関する規則第 10 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日規則第 34 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。